

# 年次レポート 2017

平成28年度実績報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and  
Packaging Recycling Association



# CONTENTS

年次レポート2017  
平成28年度実績報告

- 01 **ごあいさつ**  
「年次レポート2017」の発行にあたって
- 02 協会概要
- 03 **平成28年度のモノの流れ・お金の流れ**
- 05 **平成28年度・主な取り組み**
  - 05 トピックス
  - 07 年間スケジュール
  - 08 再商品化の実施
  - 09 普及・啓発、情報収集・提供
  - 10 内外関係機関との交流・協力
- 11 **平成28年度・再商品化実績**
  - 13 素材別の利用状況
  - 15 特定事業者関連
  - 16 市町村関連
  - 17 再商品化事業者関連
- 18 **容り法の成果**

## ごあいさつ

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
理事長 齋藤 信雄



特定事業者・市町村及び一部事務組合・再商品化事業者の皆さまを始め、ご関係の皆さま方には、平素より当協会が国の指定法人として行なっております“再商品化事業”に、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。家庭から資源ごみとして出される使用済み容器包装のリサイクルが、より一層円滑かつ効率的に行なわれるよう、当協会として力を尽くして参りたいと存じます。

さて容り法の本格施行から既に20年経過し、平成28年5月、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合が取りまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において示された、当協会が中心となって検討し取り組むべき運用改善などの具体的事項については、主務省庁の指導の下に検討を順次進めています。今後は、容器包装リサイクル制度の次のステージとして、各ステークホルダーの連携・協力のもとに、より一層の再商品化の質の向上と効率化につながる仕組みづくりが期待されます。当協会としても、その方向性に資する調査・研究、データ提供等を進めて参りたいと思います。

さらに公益財団法人として、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を通じて、再商品化に関わるすべての皆さまから信頼され支持される組織運営および事業展開に努めるとともに、事業活動の透明性の向上と容器包装リサイクル制度のより一層の周知、普及に向け、積極的な情報開示を行なって参ります。

ご関係の皆さまには、今後とも、当協会事業に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年8月

### 「年次レポート2017」の発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(以下、容り協)は、その事業活動について各主体の皆さまにご理解いただくために、平成26年度より「年次レポート」の発行を開始しました。皆さまとの相互協力関係がさらに深まり、再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

本レポートでは、“主な取り組み”において、対象年度の取り組みの中から特徴的な活動をトピックスとして紹介し、さらに、定例的な業務や対象年度に実施した活動を取り上げています。また、“再商品化実績”は最新の実績数値に加えて経年数値を併記し報告する構成になっています。

この「年次レポート2017」は、容り協ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)でもご覧いただけます。より詳しい情報についても掲載しておりますので、どうぞご活用ください。

#### ●対象期間

平成28年度(28年4月1日~29年3月31日)  
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

#### ●発行日

平成29年8月(次回の発行予定は30年8月)

#### ●本レポートに関するお問合せ先

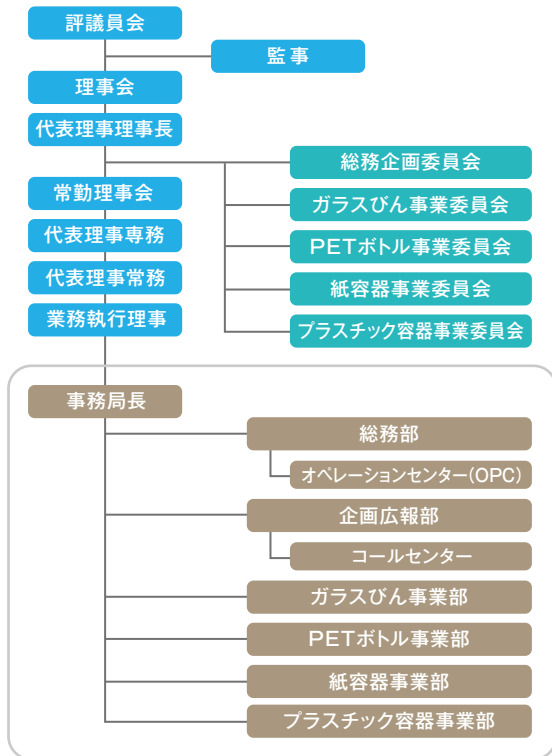
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
企画広報部 Tel:03-5532-8610  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル2階

# 協会概要

## 協会事業の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行ない、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発、情報の収集及び提供、調査研究等を行なうことにより、我が国における生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

## 組織図



\* 職員数：35名(29年3月末現在)

\* すべての役員は、民間企業・団体出身者で構成されています。

\* 事業は特定事業者などからの委託料収入で実施されており、国からの委託費や補助金はありません。



[常勤理事(業務執行理事)]

前列左から、代表理事専務・事務局長 栗原博、代表理事専務 小山博敬、PETボトル事業部長 橋本賢二郎

後列左から、総務部長 高松和夫、プラスチック容器事業部長 石川昇、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 鈴木隆、企画広報部長 堀田肇

## 沿革

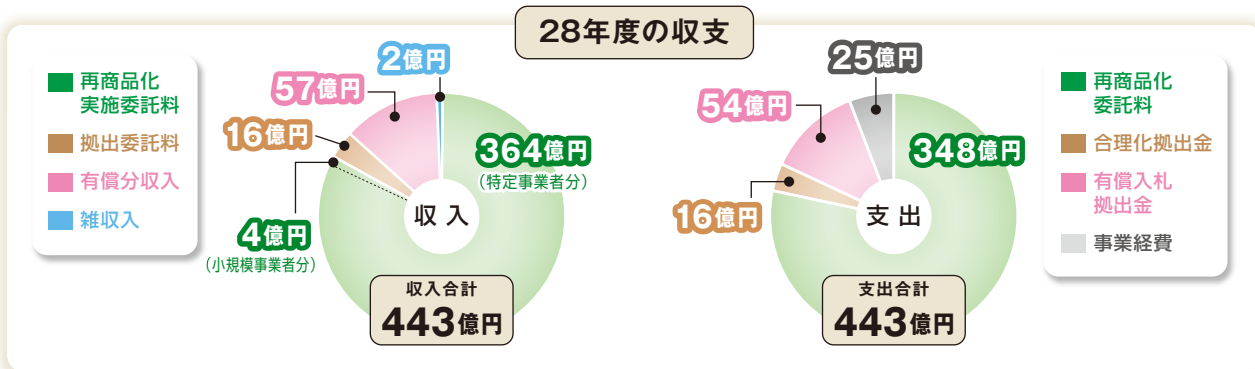
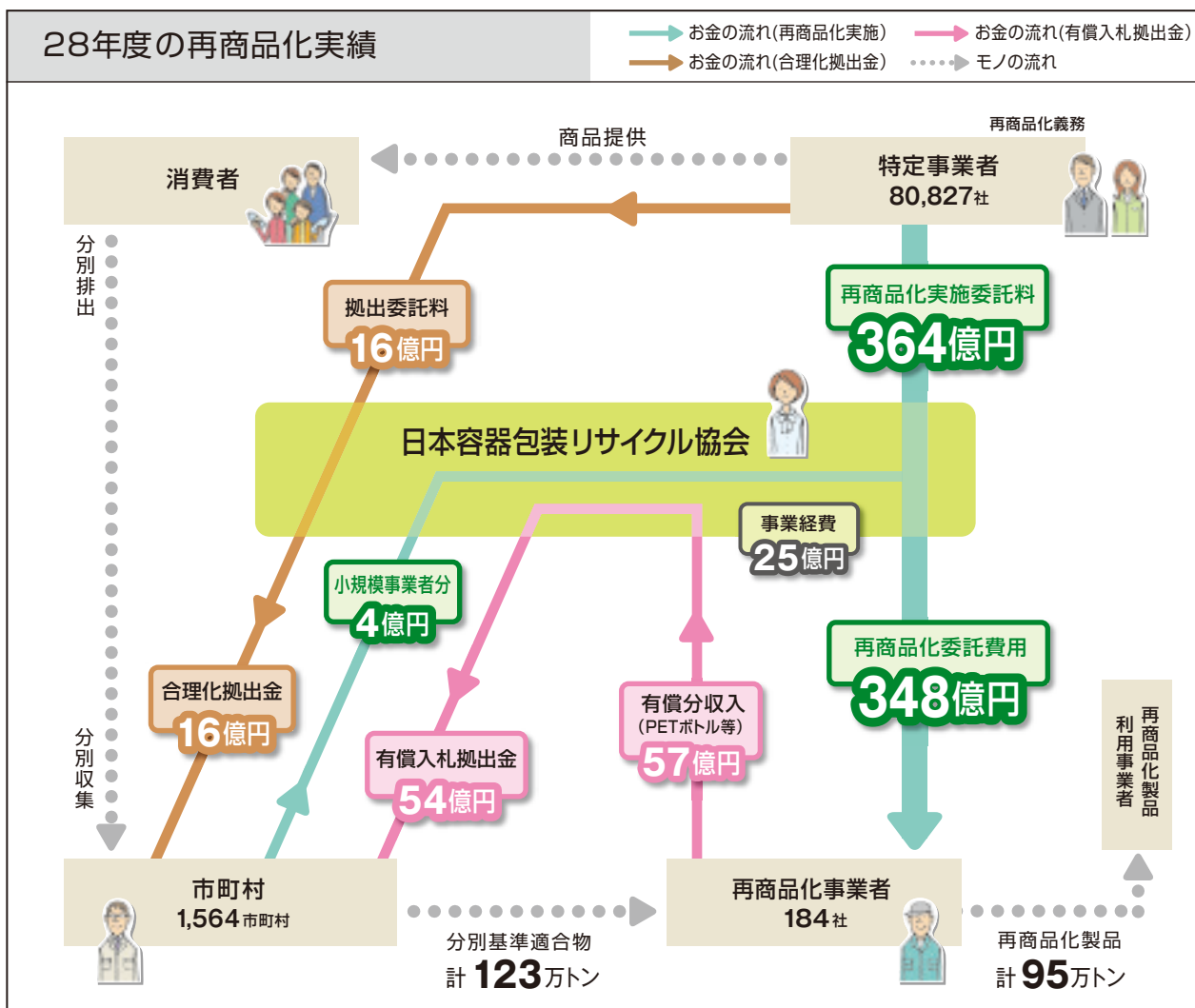
平成7 (1995) 年度	<b>容器包装リサイクル法(以下、容リ法)公布</b>
平成8 (1996) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得</li> <li>● 財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)設立</li> <li>● 主務4省から指定法人としての指定を受ける</li> </ul>
平成9 (1997) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を特定事業者としてガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始</li> </ul> <p><b>容リ法、本格施行</b></p>
平成12 (2000) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を特定事業者として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始</li> </ul> <p><b>容リ法、完全施行</b></p>
平成18 (2006) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PETボトル、有償入札へ(有償分は市町村へ抛出)</li> </ul> <p><b>改正「容リ法」公布</b></p>
平成20 (2008) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)」をホームページで公表</li> </ul> <p><b>改正「容リ法」、完全施行</b></p>
平成21 (2009) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙製容器包装、有償入札へ</li> <li>● 市町村への資金抛出を実施</li> </ul>
平成22 (2010) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「公益財団法人」として新たにスタート</li> <li>● プラスチック製容器包装、「材料リサイクル優先」において優先落札量を市町村申込量の50%とし、総合的評価制度を導入</li> </ul>
平成23 (2011) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災への緊急対応として、市町村、特定事業者、再商品化事業者への弾力的対応を実施</li> </ul>
平成24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹脂相場的大幅な変動に伴いPETボトル再商品化事業者再選定の実施</li> </ul>
平成26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PETボトル、年2回入札の正式実施</li> </ul>
平成27 (2015) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種委託単価、入札単価を消費税抜きとする</li> <li>● 再商品化事業者向け「不服申立窓口」を開設</li> </ul>
平成28 (2016) 年度	<p><b>「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産構審・中環審合同会合)が取りまとめられる</b></p>

# 平成28年度のモノの流れ・お金の流れ

## 28年度の事業を振り返って

日本容器包装リサイクル協会の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象としたリサイクルを実施するための運営業務です。そのためにかかる費用は、容器包

装リサイクル法に基づいてリサイクルの義務を負っている特定事業者から、再商品化実施委託料としてお預かりしたお金でまかなわれています。28年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。



詳細は、当協会ホームページをご覧ください。  
(<http://www.jcpra.or.jp/>)

数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります。

## 全国1,564市町村から、 123万トンを引き取る



モノの流れ…▶ 市町村 から  
再商品化事業者

28年度は、1,564市町村から分別基準適合物が容リ協へ引き渡されました。これは、全国1,741市町村(28年4月1日現在、東京23区を含む)の89.8%(27年度89.6%)に当たります。容リ協が市町村から引き取った分別基準適合物の総量は、4つの素材を合わせて計123万トン(27年度124万トン)に及びました。

## 184社の再商品化事業者により、 再商品化製品が95万トン



モノの流れ…▶ 再商品化事業者 から  
再商品化製品利用事業者

実際のリサイクル業務を委託する再商品化事業者に関しては、容リ協は市町村の保管施設ごとに電子入札を実施し、4素材それぞれに選定しています。28年度は、184社(27年度184社)の再商品化事業者にリサイクル業務を委託しました。再商品化製品量は、4つの素材を合わせて計95万トン(27年度97万トン)となりました。

再商品化  
委託費用

348億円

## 再商品化事業者に支払ったリサイクル費用は348億円

お金の流れ → 再商品化実施

28年度は、計80,827社(27年度80,059社)の特定事業者から364億円(27年度390億円)を受け取り、これに、市町村が負担する小規模事業者分の4億円(27年度5億円)を加えた368億円(27年度395億円)

が、28年度の再商品化実施委託料収入の合計です。容リ協はリサイクル費用(再商品化委託費用)として348億円(27年度366億円)を再商品化事業者に支払いました。

有償入札拠出金

54億円

## PETボトル等の市町村への有償入札拠出金は54億円

お金の流れ → 有償分拠出金

28年度中の使用済みPETボトル等の有償入札に伴う収入は57億円(27年度72億円)となり、容リ協から市町村への有償拠出は1,151市町村等(27年度

1,145市町村等)を対象に54億円(27年度68億円)でした。この差は消費税相当分を差し引いたことなどによるものです。

合理化拠出金

16億円

## 市町村に支払われた合理化拠出金は16億円

お金の流れ → 合理化拠出金

20年度から施行された改正容リ法に基づく「資金拠出制度」は、再商品化の合理化・効率化の成果を、事業者と市町村が分け合うという仕組みです。28年

9月、27年度分の合理化拠出金として1,442市町村等を対象に計16億円(26年度分は14億円)が支払われました。

事業経費

25億円

## 租税公課を除く事業経費は、支出合計の4.1%

容リ協の事業経費

容リ協がリサイクル事業を運営するためにかかった28年度経費は、25億円。主な内訳としては、租税公課(7億円)、コンピュータ処理費用(5億円)、再商品

化事業者の調査費用(4億円)、人件費(3億円)などです。租税公課分を除くと、支出合計の4.1%に当たります。

# 主な取り組み

## Topics 1

### 容器制度の評価・検討の取りまとめを受けて

#### 合同会合の最終報告書にて示された

#### 「協会が中心となって取り組むべき6項目」について検討を重ねています。

国の産業構造審議会および中央環境審議会の合同会合では、18回にわたる審議を経て、平成28年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめました。その報告書では今後の対応として主体別に項目が整理され、容器協に対しては「指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討」する6項目が示されています。

報告書を受けて容器協ではそれぞれの課題について有識者・関係者と連携しつつ、検討を進めてきました。例えば、29年3月に実施された「平成28年度再商品化見通

「28年度は、より確実な容器制度に向けた基盤づくりに取り組みました」

小山専務理事



し等報告会」では、各事業委員会および総務企画委員会の委員の方々に進捗状況についての中間報告を行ない、ご意見をいただいています。検討のうえ、取り組んだ事項については、制度の透明性を高めるという観点から順次情報発信を行っています。



合同会合

### PETボトルリサイクルの在り方検討会の開催

PETボトルなど一部の容器包装については、水平リサイクルの取り組みが進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきであるなど、取り組むべき様々な課題が取りまとめられました。

容器協では、主務省庁の指導の下に「PETボトルリサイクルの在り方検討会」の実施を決定。この名称には、素材産業としてのPETボトルリサイクル



PETボトルリサイクルの在り方検討会

を推進するのにふさわしい再商品化の管理業務の在り方について、制度全体を通して見直すという意味が込められています。

平成29年4月11日に開催された第1回検討会には、有識者や消費者、市町村、特定事業者といった各ステークホルダーはもちろん、オブザーバーとして再生処理事業者や再商品化製品利用事業者の業界団体の方々にも参加いただいています。検討会は原則公開としているため、毎回100名弱の傍聴希望者があり、PETボトルリサイクルに対する社会の関心の高さがうかがわれます。また、会議終了後、会議資料は容器協ホームページにて公開。議事録についても、委員の了解を得た上で同様に公開するなど、情報公開に努めています。

## プラスチック製容器包装における新たな入札制度の運用

経産省・環境省の両省は、プラスチック製容器包装のリサイクルについては「優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度の検討を早急に行なうべき」との方針のもと、平成29年度入札から一層の品質向上・品質管理体制強化に資することを目指し、新たな総合的評価と入札制度の導入を決定しました。

容リ協では同決定に基づき、改訂委員会を開催し、総合的評価の改訂を国の指導のもとに実施しました。29年1月には、新たな制度のもとで入札を行ない、29年度の再商品化事業者を決定しました。翌月には各入札事業者および各市町村に対して入札選定結果を通知するとともに、協会ホームページでも公表しています。

## Topics 2

### 容リ協20周年を迎えて

容リ協設立から現在に至る20年を振り返り、自分たちの「原点」を見つめ直す良い機会になりました。

#### 「容器包装リサイクル20年のあゆみ」の制作

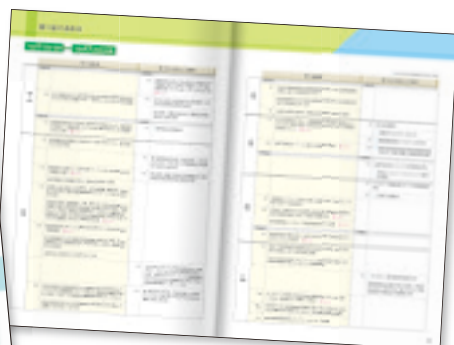
平成28年9月25日に創立20周年を迎えるにあたり、容リ協が歩んできた道のを検証し、現在および将来における容器包装リサイクル関係者の糧となることを目的とした20周年記念誌の制作が決定され、企画広報部が事務局を務めることとなりました。

本格的な制作に先立つ28年5月、OB職員3名を招いて発足時の状況について聞き取りを行ない



OBの皆さん

ました。また6月には、事務局に加えて各事業部から1名ずつをメンバーとする制作委員会を設置し、素材別の総括や20年間のデータ取りまとめが進められました。さらに29年1月、関係主体各位にお集まりいただいて記念座談会を開催、これまでの20



「容器包装リサイクル 20年のあゆみ」

年を振り返るとともに容リ制度の向かうべき方向性について語り合っていました。そうした容リ協内外の皆さまの多大なるご協力により、29年6月、「容器包装リサイクル20年のあゆみ」の発刊に至ることができました。



記念座談会

● 29年度に向けた再商品化事業の業務の流れ

	国	協会の取り組み		
		市町村 を対象に	再商品化事業者 を対象に	特定事業者 を対象に
27年	容器包装廃棄物分類調査 (27年8月~12月:環境省調査)			各種調査 各種説明会 審査・選定業務 通知・公開等
28年 5月	容器包装利用・製造等排出実態調査 (5月23日~31日:経済産業省・農林水産省調査)			
6月		分別基準適合物引渡調査 (6月17日~7月15日)	再生処理事業者登録に関する官報公示 (7月1日)	
7月			調査票集計業務 (7月16日~8月22日)	登録説明会 (7月11日・12日) 登録申請書類提出締切 (7月31日)
8月				
9月				
10月	平成29年度再商品化義務量算定に係る量・比率の審議 (9月30日~10月11日 書面審査)	市町村引渡申込み (10月25日~11月22日)	登録審査業務 (8月1日~11月7日)	平成29年度再商品化義務量算定係数の算出 (10月) 理事会での平成29年度再商品化実施委託単価及び平成28年度提出委託単価の決定 (10月25日)
11月		市町村担当者説明会 (11月9日~15日)	登録審査結果通知 (11月16日)	商工会議所・商工会共催の特定事業者制度説明会実施 (11月10日~1月26日)
12月			登録事業者向け入札説明会 (12月15日・16日)	平成29年度再商品化委託申込官報告示 (12月12日)
		入札条件リストの開示 (12月22日)	入札 (12月22日~1月27日)	再商品化委託申込み (12月12日~2月8日)
29年 1月			入札選定業務 (1月31日~2月15日)	
2月	パブリックコメント募集 (1月20日~2月20日) 上記の量・比率の確定	入札選定結果通知 (2月17日)	入札選定結果通知 (2月17日)	
3月	上記の量・比率に係る施行規則告示 (3月31日)	引渡契約・覚書締結 (3月31日)	再商品化事業者説明会 (3月15日・16日) 再商品化契約締結 (3月31日)	再商品化委託申込み締切 (3月31日)



## 事業者登録審査の徹底

再商品化事業者

再商品化事業者が入札に参加するためには、「事業者登録審査」を受ける必要があります。平成29年度入札については28年7月に募集し、参加希望する事業者に対して、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格・品質、販売能力などを、第三者の技術専門機関の協力のもと審査しました。あわせて財政的基礎についての審査を実施し、中小企業診断士などによる財務診断などを必要に応じて行ない、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格としました。

## ベール品質の向上に向けて

市町村

各素材で実施している品質調査ですが、とりわけ圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装については、平成28年度の市町村立会率は約60%（27年度：61%）となっており、市町村のベール品質調査への関心の高さがうかがえます。

容り協では、市町村のプラスチック製容器包装のベール品質改善に向けた努力を後押しすることを目的に、市町村担当者を対象とした「出前講座」を実施しています。28年度は、16市町村などで開催し710名に参加いただきました（27年度：15市町村、352名）。



出前講座

## 再商品化委託申込みの促進

特定事業者

特定事業者による再商品化委託オンライン申込みは、導入した平成18年度以降、継続して伸びており、28年度は委託料金ベースで81.7%（27年度：78.7%）、件数ベースでは初めて60%超えの60.9%（27年度：57.8%）となりました。

一方、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている大口事業者に対して支払い勧告を行ない、すべての事業者より支払う旨の意思表示（約7,600万円）がありました。これらを含めて28年度の過年度遡及支払いは495社、約5.5億円となりました。

また、特定事業者などからの容り協へのお問合せは、コールセンター4,946件（27年度：5,596件）、オペレーションセンター5,194件（27年度：5,617件）、合計で10,140件（27年度：11,213件）でした。



コールセンター

## PETボトルの環境負荷データの公開

平成25年11月に公表した「使用済みPETボトルの再商品化に伴い発生する環境負荷分析」のデータを活用して、29年1月には、使用済みPETボトルの分別収集から再商品化製品の利用工程に至る環境負荷について、「リサイクルした場合」と「リサイクルしなかった場合」を比較分析した結果を公表しました。また、関係者を対象とした分析結果報告会を29年2月に開催しました。



分析結果報告会

## 特定事業者向け説明会・個別相談会の実施

全国の主要都市において、各地の商工会議所・商工会と共催で「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めています。平成28年度は、19都市・21回(27年度:19都市・20回)、特定事業者などの参加者数は1,137名(27年度:902名)、個別相談者は99名(27年度:88名)でした。



容リ制度に係る説明会

## ホームページに、再商品化の対象となる「容器」「包装」のイラスト付き説明を追加

特定事業者から、再商品化義務の対象となる「容器」か「包装」か、という問合せが多く寄せられていました。そこで平成28年12月、容リ協ホームページにイラスト付き説明ページを追加。コールセンターへの問合せの際にも、類似事例のQ&Aに掲載されているイラストを基に説明すると、短時間でご理解いただきやすくなりました。



## 外国関係機関との交流

平成28年6月、インドネシアでごみ問題に取り組む団体「グリーンインドネシア」の訪問を受け、わが国の容り制度についての説明と意見交換を行いました。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請により、28年11月に兵庫県神戸市・JICA関西会議室に於いてアジア諸国、29年2月には兵庫県西宮市役所に於いてアルゼンチンなど南米諸国、それぞれ各国の自治体廃棄物担当者を対象とした環境行政能力向上のための研修会において、日本の容り制度について講演を行いました。



インドネシア関係者への講習

## 海外のリサイクル事情調査の実施

PETボトルリサイクルに関して、平成28年9月にタイ・バンコク近郊の利用事業者を訪問し再商品化製品の利用状況を視察。また同時期にPETボトルリサイクル推進協議会と合同で中国の再商品化事業者を訪問調査しました。

プラスチックについては28年10月、「日本とヨーロッパの廃棄物組成の比較研究」を目的にフランスなどへ赴き、現地機器メーカーなどの協力を得て、欧州家庭ごみ分析試験などを実施しました。



PETボトルリサイクルの中国視察

# 再商品化実績

CONTENTS

素材別の利用状況 p13-14

特定事業者関連 p15

- 再商品化実施委託単価
- 再商品化実施委託料
- 特定事業者申込社数
- 抛出委託単価／抛出委託料

市町村関連 p16

- 市町村からの引渡量
- 引渡市町村数／保管施設数
- 合理化拠出金／受取市町村数

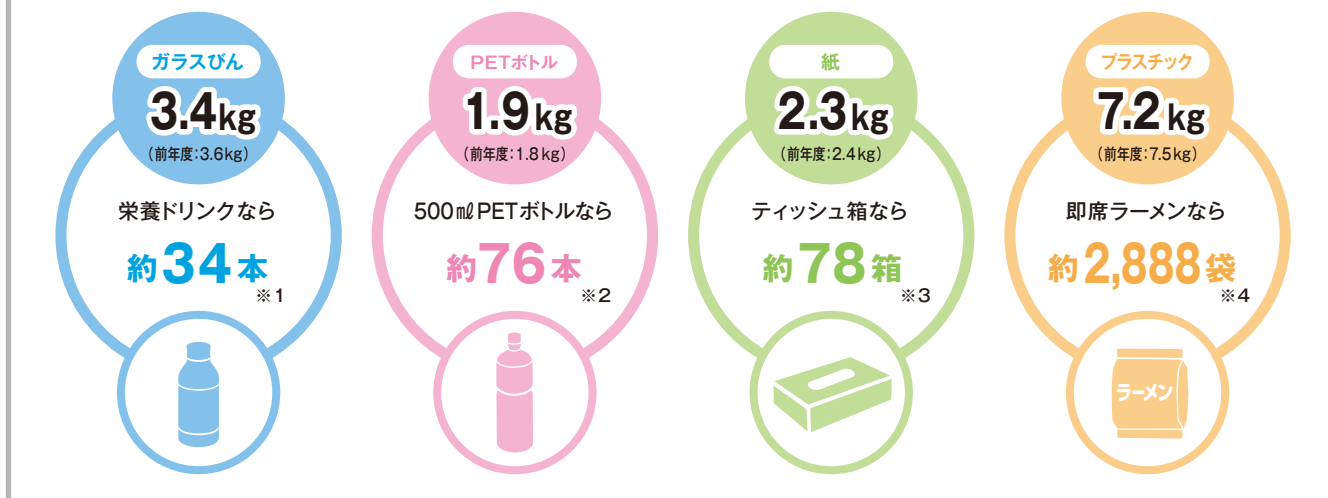
再商品化事業者関連 p17

- 落札単価(加重平均)
- 再商品化事業者への委託料総額
- 再商品化製品販売量実績
- 再商品化事業者の登録・落札状況



## 素材別

年間1人当たりの引渡量 =  $\frac{\text{市町村からの引渡量}}{\text{引渡し市町村の人口}}$



※1: 100ml入りびん1本=100gとして ※2: 500mlボトル1本=25gとして ※3: ティッシュケース1箱=30gとして ※4: 外袋1袋=2.5gとして

特定事業者業種別分布



特定事業者

再商品化委託料  
約**364**億円

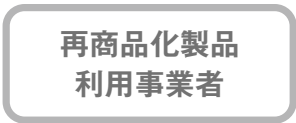


容り協

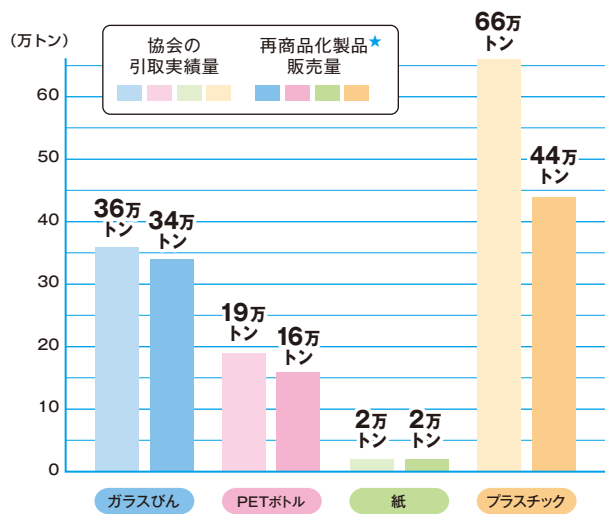
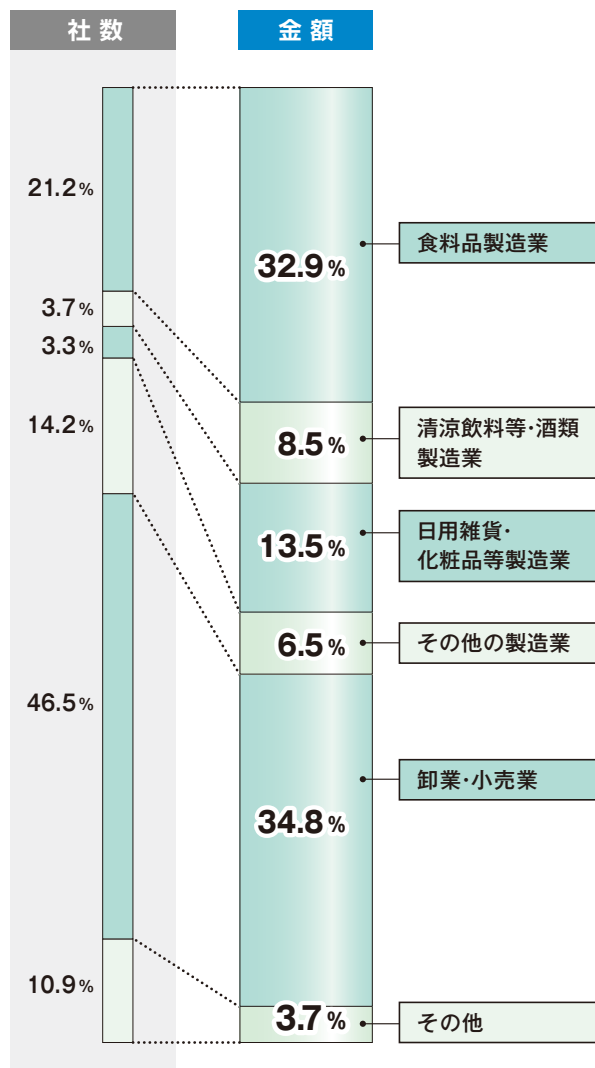


再商品化事業者

再商品化製品  
販売量  
約**95**万トン



再商品化製品  
利用事業者



★28年度に引き取ったものについて、29年6月末までに再商品化したものの実績値

## 28年度引取分のリサイクル(再商品化)製品の利用状況

### ガラスびん

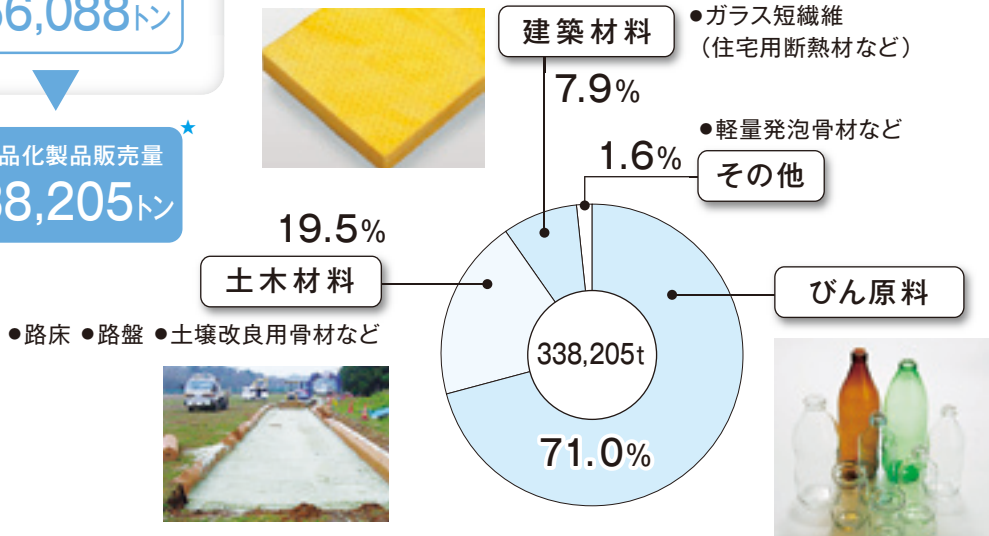
市町村からの引取量は35.6万トンで前年度より2%減少しました。再商品化製品の利用状況は、全体の約71%(ガラスびん業界全体では約84%)がびん原料となっています。その他の用途では、土木材料などに利用される路床・路盤・土壌改良用骨材の需要が伸びています。

協会の引取実績量

356,088トン

再商品化製品販売量

338,205トン



### PETボトル

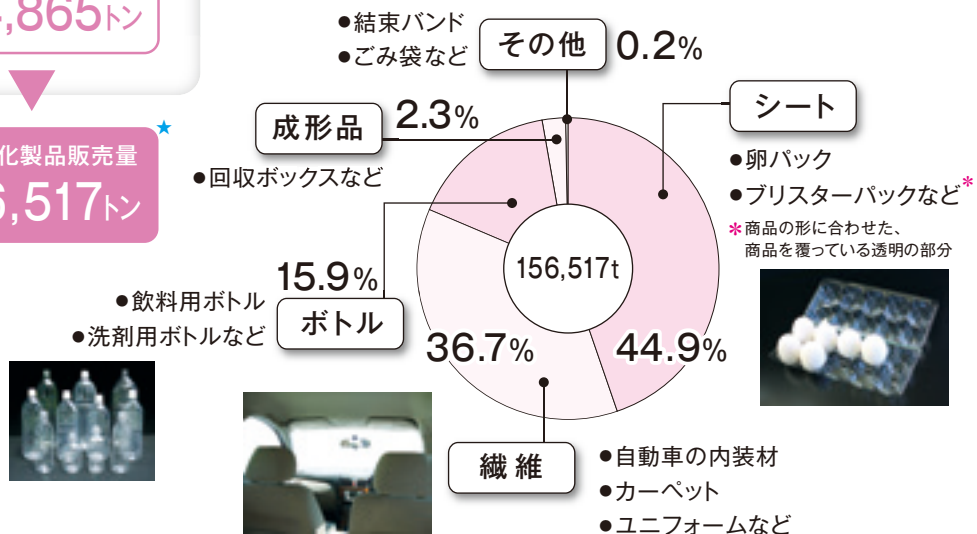
市町村からの引取量は19.5万トンで前年度より2千トンの増加となりました。再商品化製品は主にシートと繊維に利用されています。使用済みPETボトルを、物理的手法により飲料用PETボトルへ戻す方法が本格化され、比率も増加しています。

協会の引取実績量

194,865トン

再商品化製品販売量

156,517トン



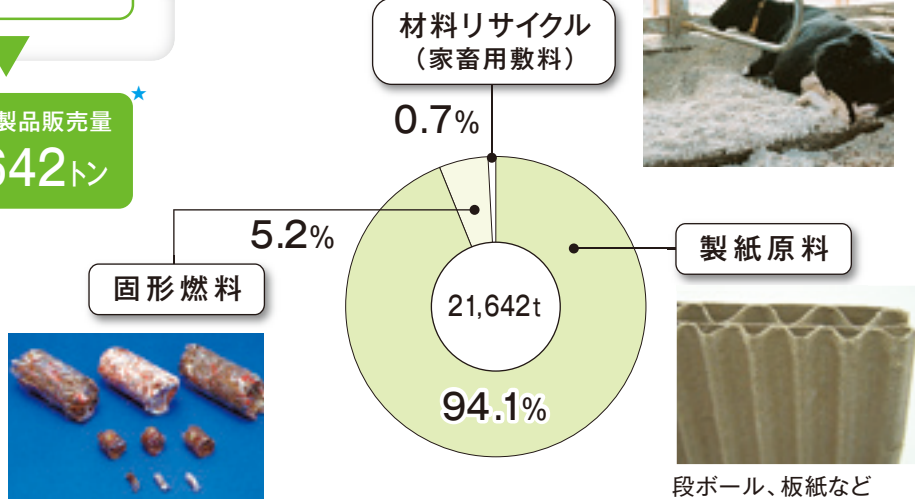
★ 28年度に引き取ったものについて、29年6月末までに再商品化したものの実績値

## 紙製 容器包装

市町村からの引取量は約2.2万トンで前年を2%下回りました。再商品化製品の利用状況は全体の約94%が製紙原料であり、品質の高さが認められ高い需要につながっています。

協会の引取実績量  
**22,195トン**

再商品化製品販売量  
**21,642トン**

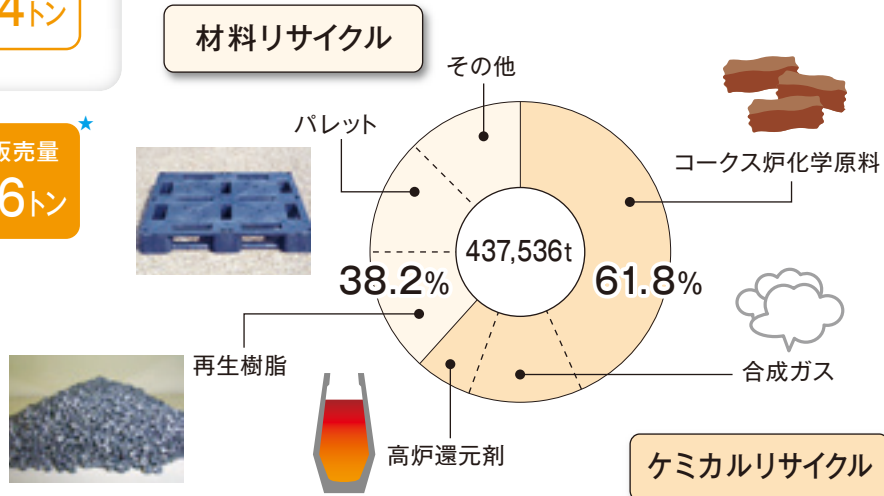


## プラスチック製 容器包装

市町村からの引取量は約65.7万トンで前年より5千トンの減少となりました。再商品化製品の利用状況は、パレットや再生樹脂などの材料リサイクル製品が全体の約38%、コークス炉化学原料や合成ガスを中心としたケミカルリサイクルが約62%でした。

協会の引取実績量  
**657,264トン**

再商品化製品販売量  
**437,536トン**

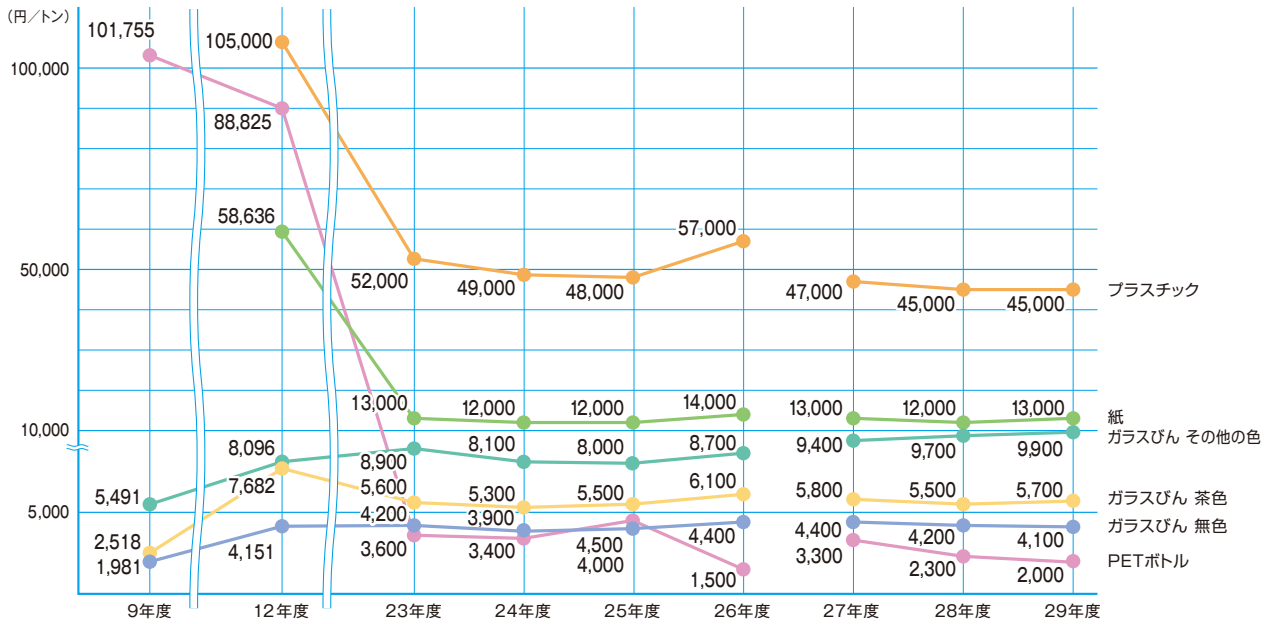


\* 白色トレイを除く

# 平成28年度・再商品化実績 特定事業者関連

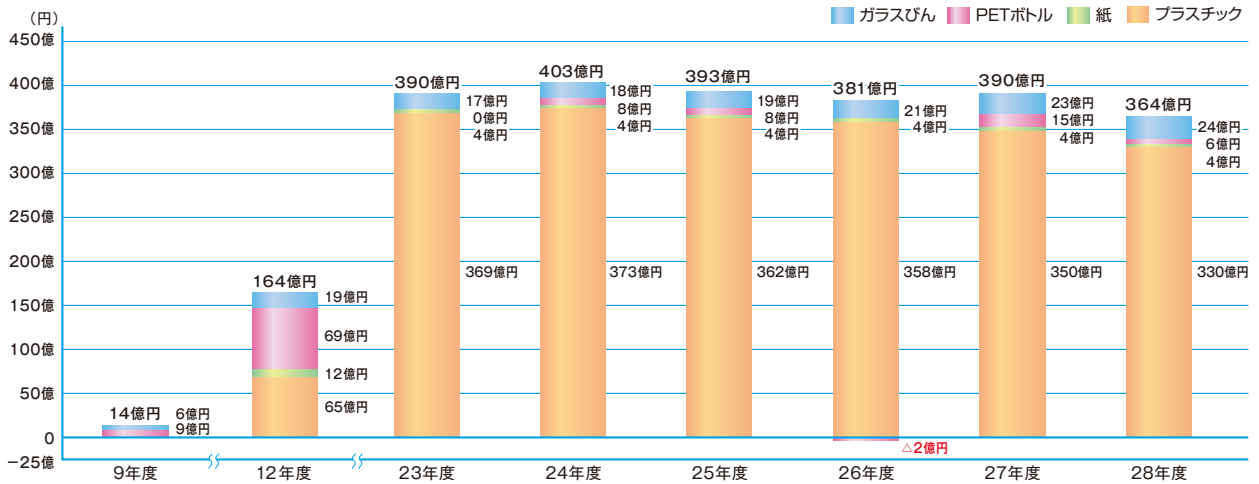
再商品化実施委託単価 (特定事業者) ▶ 容リ協

● ガラスびん 無色 ● ガラスびん 茶色 ● ガラスびん その他の色  
● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



\*25年度以前は消費税5%込み、26年度は消費税8%込み、27年度以降は消費税抜きの単価です

再商品化実施委託料 (特定事業者) ▶ 容リ協



\*26年度PETボトルは、主に次年度支出の有償収入に係る消費税期末調整のため、マイナスになっています

特定事業者申込社数 (特定事業者) ▶ 容リ協

(単位: 社)

	12年度	26年度	27年度	28年度
ガラスびん	3,803	3,235	3,199	3,137
(無色)	(3,208)	(2,788)	(2,755)	(2,700)
(茶色)	(1,722)	(1,377)	(1,365)	(1,359)
(その他の色)	(1,548)	(1,144)	(1,138)	(1,115)
PETボトル	962	1,292	1,276	1,198
紙	41,206	60,598	64,334	65,285
プラスチック	56,944	76,388	78,482	79,207
総数	59,449	78,430	80,059	80,827

抛出委託単価/抛出委託料 (28年支払い) (特定事業者) ▶ 容リ協

(単位: 円/トン)

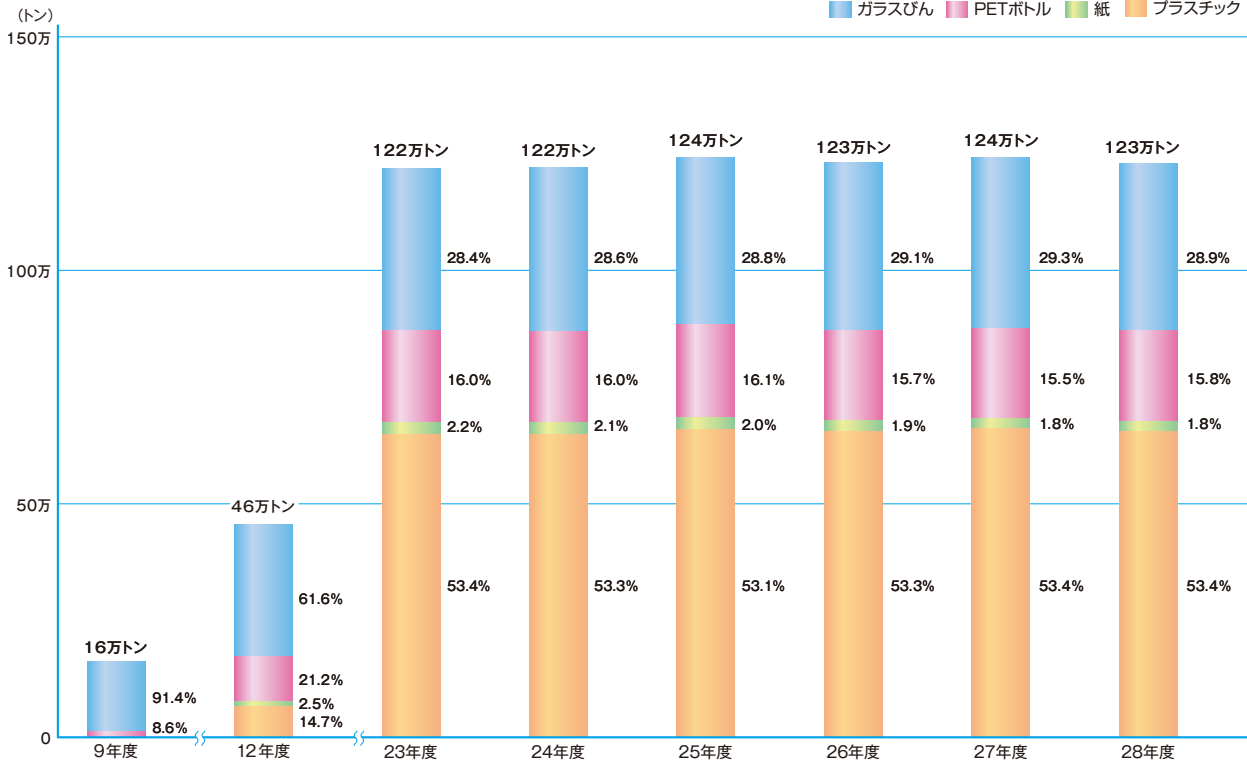
抛出委託単価	27年度分	抛出委託料	27年度分(28年支払い)
ガラスびん(無色)	0	ガラスびん(無色)	0
ガラスびん(茶色)	0	ガラスびん(茶色)	0
ガラスびん(その他の色)	0	ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	100	PETボトル	12,239,709
紙	200	紙	3,825,125
プラスチック	1,900	プラスチック	1,606,396,355
		合計	1,622,461,189

\*消費税抜きの単価です



市町村からの引渡量

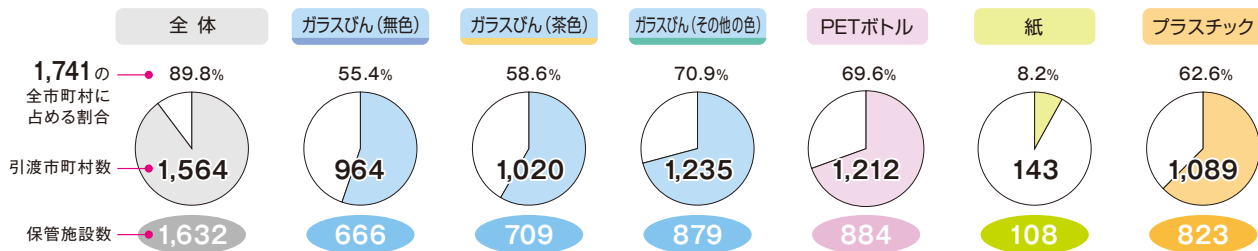
市町村 ▶ 容リ協



引渡市町村数／保管施設数

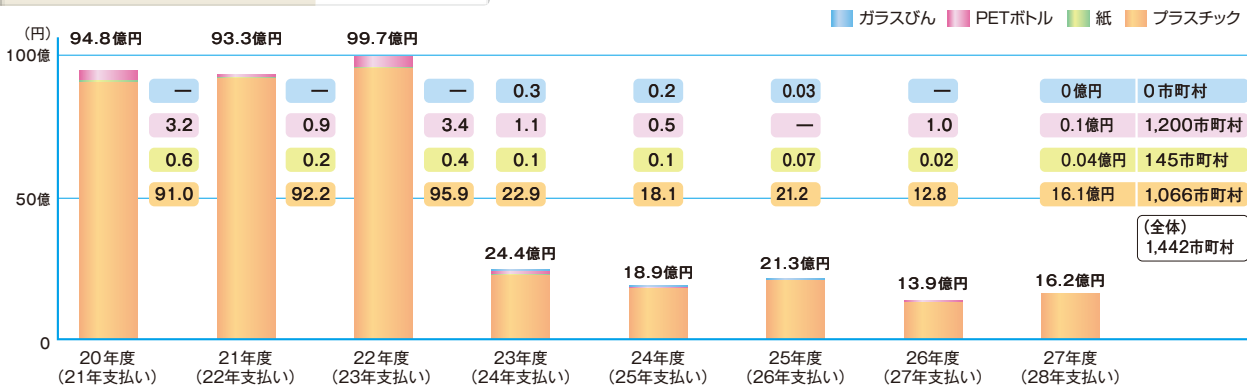
28年度

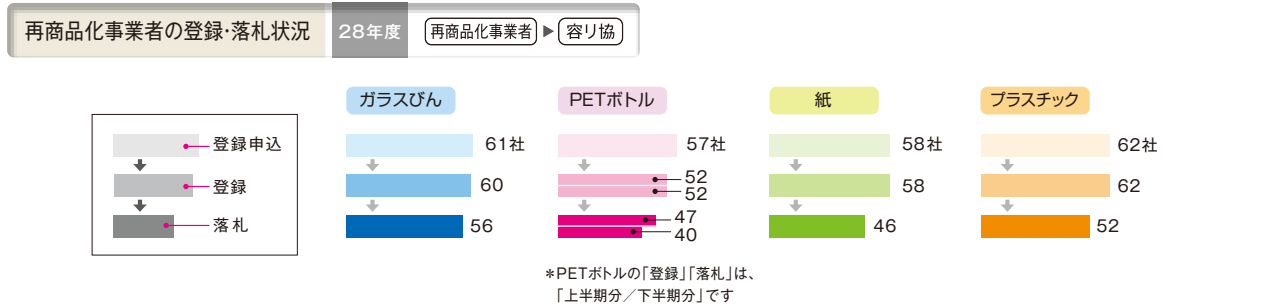
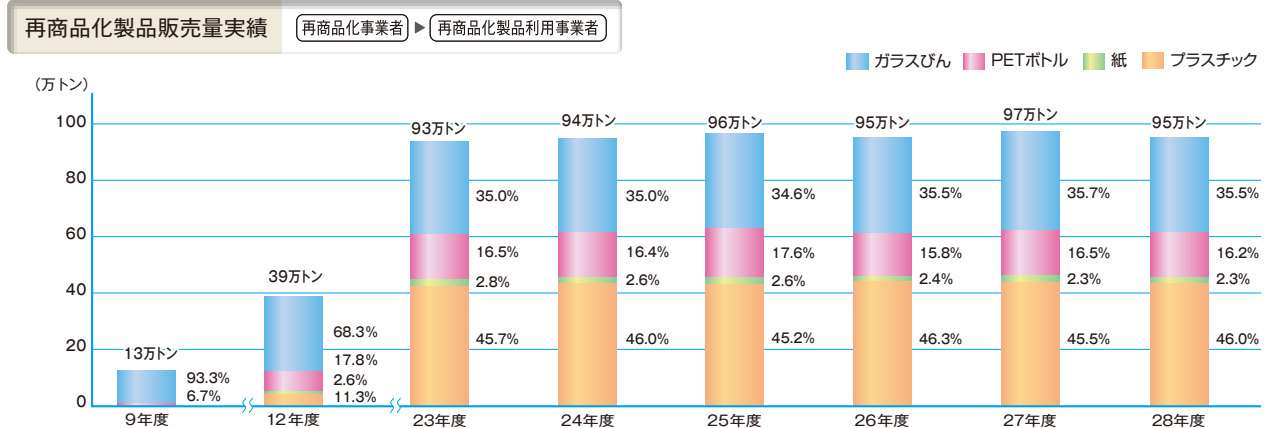
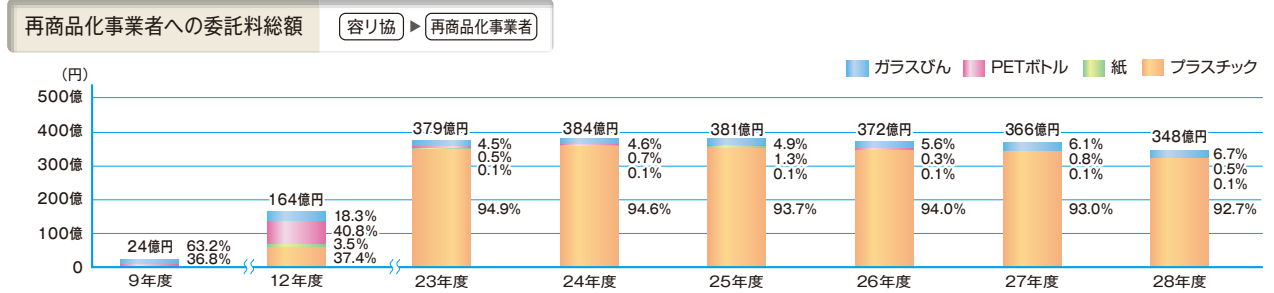
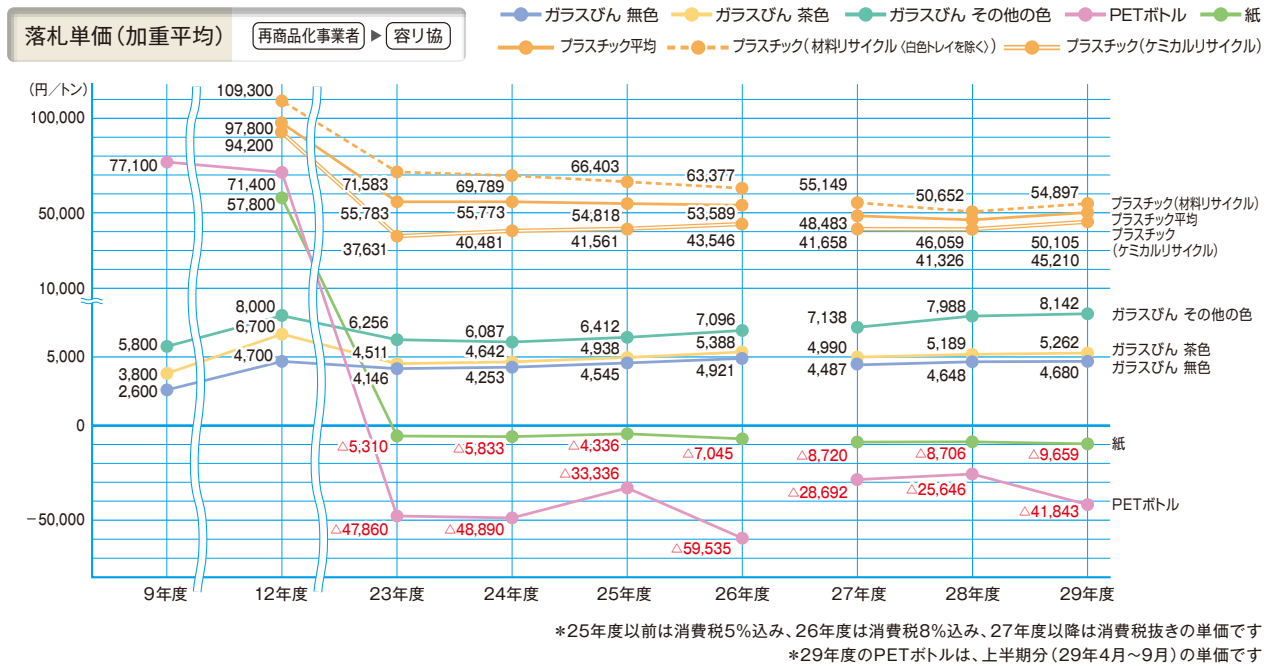
市町村 ▶ 容リ協



合理化拠出金／受取り市町村数

容リ協 ▶ 市町村

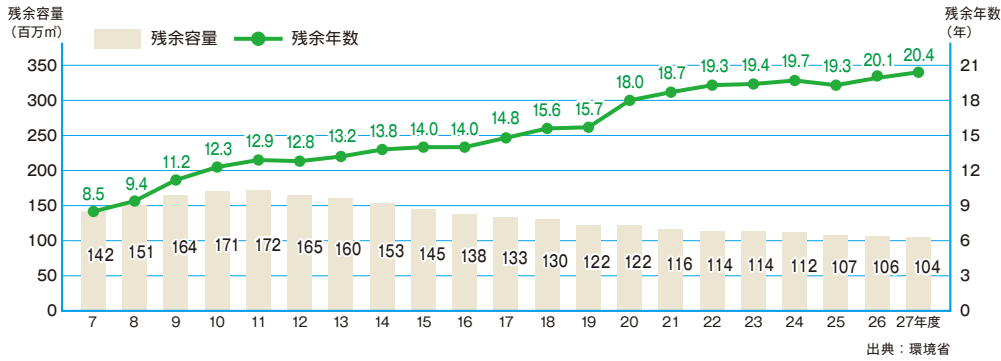




# 容り法の成果

## 一般廃棄物最終処分場の

### 残余容量・残余年数の推移

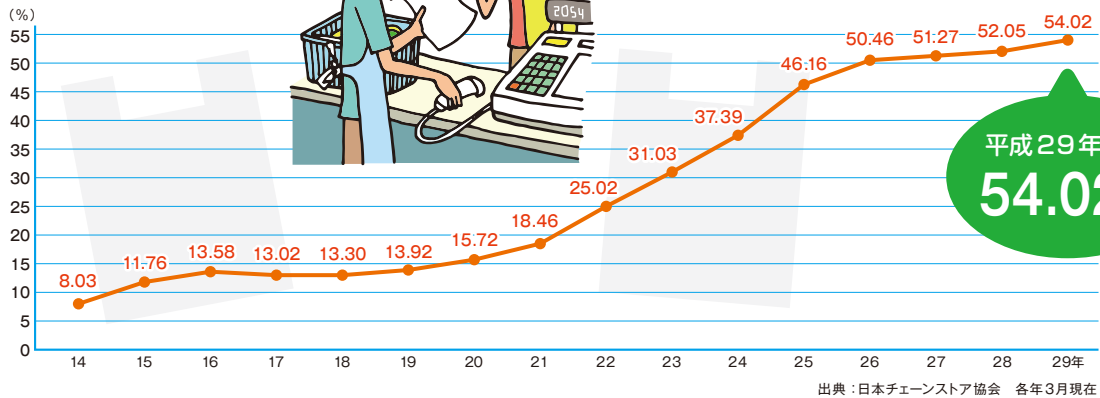


平成7年  
残余年数  
**8.5年**

平成27年  
残余年数  
**20.4年**

## レジ袋の

### 辞退率の推移



平成29年3月  
**54.02%**

### リデュース

平成16年度 ▶ 平成27年度

3R 推進団体連絡会データ

1本当たり  
平均重量

**-1.5%**

ガラスびん

指定PET  
ボトル全体で

**-16.7%**

PETボトル

総量

**-12.2%**

紙製容器包装

削減率

**-15.1%**

プラスチック製容器包装

### リサイクル率 ・ 回収率

平成27  
年度

3R 推進団体連絡会データ

リサイクル率

**68.4%**

ガラスびん

リサイクル率

**86.9%**

PETボトル

回収率

**25.0%**

紙製容器包装

再資源化率

**45.3%**

プラスチック製容器包装



年次レポート2017

2017年8月発行

編集・発行  
公益財団法人  
日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル 2階  
(企画広報部)  
Tel.03-5532-8610  
Fax.03-5532-9698  
URL : <http://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載